

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十三号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年二月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
経済産業大臣 世耕 弘成

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十四号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十五号）の施行に伴い、並びに青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十九年法律第七十九号）第二条第七項及び第十八条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「携帯電話端末又はPHS端末に組み込まれたブラウザ（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）をいう。第三条において同じ。」を「同項に規定する携帯電話端末等」に改める。

第二条中「第十八条ただし書」を「第十七条ただし書」に改める。

第三条中「第十九条ただし書」を「第十八条ただし書」に、同条に規定する機器を「インターネット接続機器」に改め、「ブラウザ」の下に「インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）」を加え、「当該機器の」を「インターネット接続機器の」に、「蓋然性」を「蓋然性」に、「当該機器が」を「インターネット接続機器が」「一万台」を「一、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微なものとして経済産業大臣が告示で定める台数」に、「機器を」を「インターネット接続機器を」に改める。

附則

(施行期日)
1 この政令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年二月一日）から施行する。

2 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第三条第三号(3)中「第十二条第一項」を「第八条第一項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
経済産業大臣 世耕 弘成

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十五号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四條第三項から第五項まで、第六條第二項第三号、第十五條第一項ただし書、第二十條第一項及び第五十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「(8)の1の項、(10)、(12)、(17)、(21)、(22)、(30)、(34)及び(35)を」「2の項及び4の項、(9)の1の項、(10)の2の項、(11)、(14)、(19)、(24)、(25)、(32)の2の項、(34)の1の項、(36)、(37)、(43)並びに(44)」に改める。

別表第一の表一の第一の一のイの(1)の1の項中「*Bronia canadensis leucopryea*」を「*Bronia hutchinsii leucopryea*」に改め、同表の第一の一のロの(1)の1の項中「*Landa cirrhata*」を「*Fratercula cirrhata*」に改め、同表の第一の一のニの(1)の1のイの(1)の4の項中「*Yotaka nicaraguae*」を「*Yotaka nicaraguae*」に改め、同表の第一の一のホの(1)の4の項中「*Halimastur pelagicus pelagicus*」を「*Halimastur pelagicus*」に改め、同表の第一の一のホの(1)中6の項を削り、5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5 *Nisaeetus nipalensis orientalis* (ナスナカヒ)

別表第一の表一の第一の一の(1)の1の1の項中「*Lagopus mutus japonicus*」を「*Lagopus muta japonica*」に改め、同表の第一の一のチの(1)の1の1の項中「*Carduelis sinica hillhizi*」を「*Chloris sinica hillhizi*」に改め、同表の第一の一のチの(3)中1の項から3の項までを削り、4の項を1の項とし、同項の次に次の三項を加える。

2 *Luscinia komadori komadori* (ツカヒ)

3 *Luscinia komadori nanjwei* (ホントツカヒ)

4 *Luscinia komadori subrufus* (ウスツカヒ)

別表第一の表一の第一の一のチの(4)の1の項中「*Pitta brachyura nympha*」を「*Pitta nympha*」に改め、同表の第一の一のルの(1)の1の項中「*Diomedea albatrus*」を「*Phoebastria albatrus*」に改める。
 別表第一の表二の第一の一の(1)中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同表の第一の一の(1)に次の一項を加える。

5 *Goniosaurus splendens* (オビトカサデモドキ)

別表第一の表二の第一の一の六の(1)中(2)を(3)とし、同表の第一の一の六の(1)の(1)の項中「*Maculinea teleus kazamoto* (ゴマンジミ本州中部亜種)」を「*Phengaris teleus kazamoto* (ゴマンジミ関東・中部亜種)」に改め、同表の第一の一の六の(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) せせりちよう科

1 *Carterocephalus palaemon akaihanus* (タカネキマダラセセリ赤石山脈亜種)

2 *Parnara ogasawarenis* (オガサワラセセリ)

3 *Pyrgus malvae anomashiroi* (ヒメチャマダラセセリ)

別表第一の表二の第一の一の六の(1)の(1)の項中「*Celes skidozubori akitanus*」を「*Celes akitanus*」に改め、同表の第一の一の七の(1)の(1)の16の項中「*Satsuma hemihelus*」を「*Satsuma hemihelata*」に改め、同表の第一の一の七の(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) おなじまいまい科

1 *Nesiobelix omphalina bipyramidalis* (オオアガリマアメン)

2 *Nesiobelix omphalina omphalina* (ノアキアツマアメン)

別表第一の表二の第二の一の中4の項を13の項とし、3の項を12の項とし、2の項を11の項とし、同項の前に次の六項を加える。

5 *Arisaema inaense* (イナヒロハテンナンショウ)

6 *Arisaema ishizuchiense* ssp. *ishizuchiense* (イシヅチテンナンショウ)

7 *Arisaema kuratae* (アキテテンナンショウ)

8 *Arisaema nagense* (ナギヒロハテンナンショウ)

9 *Arisaema ogatae* (オガタテンナンショウ)

10 *Arisaema seppikoense* (セツヒコテンナンショウ)

別表第一の表二の第二の一の中1の項を4の項とし、同項の前に次の三項を加える。

1 *Arisaema abei* (ツルギテンナンショウ)

2 *Arisaema aprile* (オドリコテンナンショウ)

3 *Arisaema cucullatum* (ホロテンナンショウ)

別表第一の表二の第二の一の中2の項を5の項とし、1の項の次に次の三項を加える。

2 *Asarum hexalobum* var. *controversum* (シシキカンゾウ)

3 *Asarum kinoshitae* (ジュロウカンゾウ)

4 *Asarum monodoriflorum* (モノドウカンゾウ)

別表第一の表二の第二の一の中3の項を6の項とし、2の項の次に次の三項を加える。

6 *Asarum sakawanum* var. *stellatum* (ホシザシカンゾウ)

7 *Asarum satsunense* (サツマカンゾウ)

8 *Asarum yaeyamense* (ヤエヤマカンゾウ)

別表第一の表二の第二の一の中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次の一項を加える。

4 *Asplenium tenerum* (オトメシタ)

別表第一の表二の第二の一の中3の項を4の項とし、2の項の次に次の一項を加える。

3 *Deparia minamitani* (ヒユウガシタ)

別表第一の表二の第二の一の中4の項を5の項を加える。

5 *Diplazium pin-faense* (ツクリシタ)

6 *Diplazium subtripinnatum* (ムニンゴロシタ)

別表第一の表二の第二の一の中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1 *Crepidastrum amerisophyllum* (ユズリハウダン)

別表第一の表二の第二の一の中5の項を6の項を加える。

4 *Saussurea mikurashimensis* (ミクラジマアヒレン)

5 *Saussurea yakushimensis* (ヤクジマアヒレン)

別表第一の表二の第二の中35を44とし、34を43とし、同表の第二の33に次の一項を加える。

2 *Procris boninensis* (セキセンウラナツウ)

別表第一の表二の第二の中33を42とし、32を31とし、その次に次のように加える。

(40) しのぎ科

1 *Grewia rhombifolia* (ヒジバサオトリギ)

(41) ほんごうそう科

1 *Sciaphila yakushimensis* (ヤクジマツウ)

別表第一の表二の第二中(31)を(38)とし、(30)を(37)とし、同表の第二の(29)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1 *Deutzia nasama* var. *amanoi* (オキナフヒメウツギ)

別表第一の表二の第二中(29)を(34)とし、その次に次のように加える。

(35) なす科

1 *Lycianthes boninensis* (ムニンボオズキ)

(36) きぶし科

1 *Stachyurus macrocarpus* var. *macrocarpus* (ナガバキアジ)

2 *Stachyurus macrocarpus* var. *primifolius* (ハサクラキアジ)

別表第一の表二の第二中(28)を(32)とし、同表の第二の(2)に次の一項を加える。

2 *Callianthemum kirgisense* (キリギシウツク)

別表第一の表二の第二中(2)を(2)とし、(26)を(31)とし、(25)を(28)とし、その次に次のように加える。

(29) うちばし科

1 *Drynaria roosii* (ハカマウラボシ)

2 *Leptochilus decurrens* (オキノクウハラウツ)

(30) ひるむしろ科

1 *Potamogeton bracongensis* (ナガバエヒモ)

別表第一の表二の第二中(24)を(2)とし、(20)から(23)までを(2)から(26)までとし、同表の第二の(19)中(25)の項を(29)の項とし、(21)の項から(24)の項までを四項ずつ繰り下げ、(20)の項を(23)の項とし、同項の次に次の一項を加える。

24 *Platanthera boninensis* (シマツツサギウツク)

別表第一の表二の第二の(19)中(19)の項を(22)の項とし、(18)の項を(20)の項とし、同項の次に次の一項を加える。

21 *Odonochilus hatsimanus* (ハツシマウツク)

別表第一の表二の第二の(19)中(17)の項を(19)の項とし、(12)の項から(16)の項までを二項ずつ繰り下げ、(11)の項の次に次の二項を加える。

12 *Gastrodia albida* (ヤクシマヤツシロウツク)

13 *Gastrodia uraiensis* (タチカウヤツシロウツク)

別表第一の表二の第二中(19)を(22)とし、(18)を(21)とし、(17)を(19)とし、その次に次のように加える。

(20) やぶごうじ科

1 *Mystine okabeana* (ツルバタニミツタチバナ)

別表第一の表二の第二中(16)を(18)とし、(12)から(15)までを(14)から(17)までとし、(11)を(12)とし、その次に次のように加える。

(13) きんちゅうわらび科

1 *Hypodematum fordii* (ウユウキユウキンセウクララビ)

別表第一の表二の第二中(10)を(11)とし、同表の第二の(9)に次の一項を加える。

2 *Claoxylon centinarium* (セキセンノキ)

別表第一の表二の第二中(9)を(10)とし、(8)を(6)とし、同表の第二の(7)中(2)の項を(4)の項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 *Dryopteris hangchowensis* (キリシマノクハク)

別表第一の表二の第二の(7)中(1)の項を(2)の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1 *Ctenitis microleptigera* (コキンセウノク)

別表第一の表二の第二の(2)に次の一項を加える。

5 *Polystichum pieopolaleaceum* (サクラジマノク)

別表第一の表二の第二中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) あぶらな科

1 *Dryba igarashii* (シラベシマノク)

別表第二の表二の第一の(1)の(2)の26の項中「*Ovis orientalis ophion*」を「*Ovis aries ophion*」に改め、同表の第一の(1)の(2)の27の項中「*Ovis vignei vignei*」を「*Ovis aries vignei*」に改め、同表の第一の(1)に次の一項を加える。

2 *Scleropages inscripius* (ヌクレロバダス・インスクラフトラク) 昭和55年11月4日(大)

別表第三の第一の(1)中(1)の項を(3)の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1 *Arisaema aprile* (オドリコテンナンショウ)

2 *Arisaema cucullatum* (ホロコテンナンショウ)

別表第三の第一の(1)に次の六項を加える。

4 *Arisaema inaeense* (イナヒロコテンナンショウ)

5 *Arisaema ishizuchiense* ssp. *ishizuchiense* (イシツチテンナンショウ)

6	<i>Arisaema kuratae</i> (アザミチンチンソウ)
7	<i>Arisaema nagense</i> (ナギヒロハチンチンソウ)
8	<i>Arisaema ogatae</i> (オガタチンチンソウ)
9	<i>Arisaema seppikoense</i> (セツピコチンチンソウ)

別表第三の第一の(2)中の項を5の項とし、1の項の次に次の三項を加える。

2	<i>Asarum hexalobum</i> var. <i>controversum</i> (シシキカンゾウ)
3	<i>Asarum kinoshitae</i> (ジュロウカンゾウ)
4	<i>Asarum monodiflorum</i> (モノドウカンゾウ)

別表第三の第一の(2)に次の三項を加える。

6	<i>Asarum sakawanum</i> var. <i>stellatum</i> (ホシギキカンゾウ)
7	<i>Asarum salsumense</i> (サツマアザミ)
8	<i>Asarum yaeyamense</i> (ヤエヤマカンゾウ)

別表第三の第一中(9)を(12)とし、同表の第一の(8)に次の一項を加える。

2	<i>Calliethemum kirgishense</i> (キリギシソウ)
	(10) うらばし科
1	<i>Dynaria roosii</i> (ハカタウラボシ)

別表第三の第一中(8)を(11)とし、(7)を(9)とし、その次に次のように加える。

7	<i>Odonochilus hatsimanus</i> (ハツシマラン)
---	--

別表第三の第一中(6)を(8)とし、(3)から(5)までを(5)から(7)までとし、(2)の次に次のように加える。

	(3) きく科
1	<i>Saussurea yakusimensis</i> (ヤクシマヒゴク)
	(4) あぶらな科
1	<i>Dryaba igarashii</i> (シラビソウ)

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年二月十五日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む)のうちこの政令による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げられ

ていないものに係る特定国内種事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「行おうとする者」とあるのは「行っている者」と、「あらかじめ」とあるのは「平成三十年三月十五日までに」とする。

農林水産大臣 齋藤 健
環境大臣 中川 雅治
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○総務省令第一号
経済産業省令第一号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)第十六条の規定に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いもの等を定める省令を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

総務大臣 野田 聖子
経済産業大臣 世耕 弘成

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いもの等を定める省令(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「法」という)において使用する用語の例による。

(青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低い携帯電話端末等)

第二条 法第十六条の青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものは、携帯電話インターネット接続役務提供者事業者の電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をい)、端末設備(同法第五十二条に規定する端末設備をいう)を除く)のみを用いて提供される青少年有害情報フィルタリングサービスにより青少年有害情報の閲覧を制限することが可能な携帯電話端末等とする。

(販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有する携帯電話端末等)

第三条 法第十六条の販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるものは、携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等が携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約と併せて当該携帯電話端末等の売買契約(割賦販売(割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する割賦販売をいう)の方法により販売する契約及び個別信用購入あっせん関係販売契約(同法第三十五条の三の五第一項に規定する個別信用購入あっせん関係販売契約をいう)を含む)を締結する携帯電話端末等のうち、当該携帯電話インターネット接続役務を提供するために販売されるものとする。

附則

この省令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十五号)の施行の日(平成三十年二月一日)から施行する。